

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	23	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）
要望項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（③漁業協同組合等関係）		
要望内容（概要）	<p>漁業協同組合等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度の適用期限の2年延長</p> <p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 漁業協同組合等で青色申告書を提出するものが、特定機械装置等を取得し、又は特定機械装置等を製作して、これを事業の用に供した場合には、その特定機械装置等について、基準取得価額の30%相当額の特別償却又は基準取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用を行うことができる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>(1) 対象者： 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会等（以下「漁協等」という。）</p> <p>(2) 対象設備： 全ての機械・装置、特定の工具及び一定のソフトウェア</p> <p>(3) 特例措置： 機械等の取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用</p> <p>(4) 取得価格： 機械装置は1設備160万円以上 工具は1設備120万円以上、1設備30万円以上かつ複数設備合計120万円以上 ソフトウェアは複数合計70万円以上</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法第10条の3、第42条の6、第68条の11 地方税法第51条、第72条の24の7、第314条の4</p>		
減収見込額	[初年度] ー (▲ 11,100)	[平年度] ー (▲ 11,100)	[改正増減収額] ー (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 漁協等による設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化等を進め、水産業等の体質強化を図り、漁業経営の安定を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、水産資源の変動による主要魚種の不漁が続き、漁業者等の収入が減少している中、新型コロナウイルス感染症の影響による水産物の需要の減少や価格の低下も加わり、水産業の経営は厳しい状況におかれている。これに対応し、経営の安定のためには、漁協等の設備の近代化や合理化を進め、漁業者等の生産流通コストの低減、水産加工品の高付加価値化等を進めることが必要であり、生産から加工まで幅広い分野の機器等が対象となり、広範に投資効果のある本特例措置の延長が必要である。</p> <p>また水産基本計画（平成29年4月閣議決定）Ⅱ 4（2）において「漁業経営体数の減少により、漁協の組合員も減少している中で、（中略）漁協系統組織がその役割を十全に発揮するために経営・事業基盤の強化が必要」としており、（1）の政策目的と合致し、水産施策上も必要な措置である。</p>		
本要望に対応する縮減案	特になし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>																																
	政策の達成目標	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成 (令和3年度及び令和4年度の2年間に本特例措置の下で、漁業協同組合等が取得する機械等の金額：5,236百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：43.0%))</p>																																
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)																																
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																																
政策目標の達成状況	<p>本特例措置の下、漁協等により約48～66億円の投資がなされ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>本特例措置の下、漁協等が行った投資額 (単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> <th>2年度 (見込)</th> <th>3年度 (見込)</th> <th>4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額(A)</td> <td>1,659</td> <td>1,008</td> <td>804</td> <td>4,252</td> <td>2,021</td> <td>2,359</td> <td>2,877</td> </tr> <tr> <td>全投資額(B)</td> <td>6,250</td> <td>4,833</td> <td>5,800</td> <td>6,613</td> <td>5,749</td> <td>6,054</td> <td>6,139</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>26.6%</td> <td>20.9%</td> <td>13.9%</td> <td>64.3%</td> <td>35.2%</td> <td>39.0%</td> <td>46.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※投資額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。投資額の見込(2年度～4年度)は直近3カ年の平均値。</p>		区分	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込)	3年度 (見込)	4年度 (見込)	本特例措置を受けた投資額(A)	1,659	1,008	804	4,252	2,021	2,359	2,877	全投資額(B)	6,250	4,833	5,800	6,613	5,749	6,054	6,139	A/B	26.6%	20.9%	13.9%	64.3%	35.2%	39.0%	46.9%
区分	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込)	3年度 (見込)	4年度 (見込)																											
本特例措置を受けた投資額(A)	1,659	1,008	804	4,252	2,021	2,359	2,877																											
全投資額(B)	6,250	4,833	5,800	6,613	5,749	6,054	6,139																											
A/B	26.6%	20.9%	13.9%	64.3%	35.2%	39.0%	46.9%																											

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用件数 (単位:組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> <th>2年度 (見込)</th> <th>3年度 (見込)</th> <th>4年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数 (組合)</td> <td>2,112</td> <td>2,101</td> <td>2,083</td> <td>2,069</td> <td>2,055</td> <td>2,041</td> <td>2,027</td> </tr> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>44</td> <td>29</td> <td>34</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象者数については、年度末の漁協等の法人数（実数） ※令和2年度～4年度（見込）は、平成28年度～令和元年度の平均減少数（年間14組合）を基に算出。</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。 ※令和2年度～4年度（見込）は、直近3カ年の平均により算出。</p>	区分	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込)	3年度 (見込)	4年度 (見込)	対象者数 (組合)	2,112	2,101	2,083	2,069	2,055	2,041	2,027	適用件数 (組合)	44	29	34	29	31	31	30
	区分	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (見込)	3年度 (見込)	4年度 (見込)																		
対象者数 (組合)	2,112	2,101	2,083	2,069	2,055	2,041	2,027																			
適用件数 (組合)	44	29	34	29	31	31	30																			
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と即時償却の選択適用を可能としており、これにより、漁業者は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投資資金の早期回収を図ることが可能。</p> <p>また、組合の資金繰りにメリット（資金繰りやキャッシュフローの改善）を生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く機械等の投資を支援するが、対象設備を新品かつ一定の金額以上のものに限定する等、機械化等投資に積極的に取り組む組合が重点的に支援を受けられる制度運用設計となっている。</p>																									
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>設備投資関連の税制として、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」及び「中小企業経営強化税制」がある。</p> <p>「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」は、消費税の引き上げを踏まえ、農林水産業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。</p> <p>また、「中小企業経営強化税制」については、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合に利用できる税制措置となっている。</p>																								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>令和2年度 浜の活力再生・成長促進交付金 約20億円の内数</p>																								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>漁協等への設備投資に係る支援措置として、浜の活力再生交付金の補助が該当する。しかし、浜の活力再生交付金は施設整備事業と一体となった補助に限定されていることから、漁業機械等の導入を促進するためには、施設を含めた一体的な整備を行う必要があり、事業費も高額となる。</p>																								
要望の措置の妥当性	<p>高性能漁業機械等の導入を行う際に、上記支援措置に比べて単独の機器導入が対象となる本措置は、漁協等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。</p>																									

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合)</td> <td>44</td> <td>29</td> <td>34</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>減収額 (百万円)</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table>		28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	適用件数 (組合)	44	29	34	29	減収額 (百万円)	15	13	12	70
	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)												
適用件数 (組合)	44	29	34	29												
減収額 (百万円)	15	13	12	70												
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 (単体法人) 道府県民税： 1,766 事業税： 14,663 市町村民税： 5,353 合計： 21,782 (連結法人) " : 30 " : 247 " : 90 " : 367</p> <p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (単体法人) 道府県民税： 590 事業税： — 市町村民税： 1,788 合計： 2,378 (連結法人) " : 5 " : — " : 15 " : 20</p> <p>(単位：百万円、適用業種全体の総数であること。)</p> <p>適用組合数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において、適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額の状況を確認したところ、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に基づき推計されたものであり、漁協等を特定することが困難であるため、独自に調査した。</p>															
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により、漁協等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業等の体質強化に貢献している。</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>28年度 (実績)</th> <th>29年度 (実績)</th> <th>30年度 (実績)</th> <th>元年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本特例措置を受けた投資額</td> <td>1,659</td> <td>1,008</td> <td>804</td> <td>4,252</td> </tr> </tbody> </table>	区分	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)	本特例措置を受けた投資額	1,659	1,008	804	4,252					
区分	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度 (実績)												
本特例措置を受けた投資額	1,659	1,008	804	4,252												
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>水産業等の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業等の育成 (令和元年度及び令和2年度の2年間に本特例措置の下で、漁業協同組合等が取得する機械等の金額：2,691百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：25.1%)</p>															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和元年度及び令和2年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは6,273百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：49.8%)である。</p> <p>目標は達したが、設備の近代化及び合理化を通じて、生産流通コストの低減、加工製品の高付加価値化を進め、水産業の体質強化を図るため、引き続き本特例措置により設備投資の促進を図る必要がある。</p>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>創設：平成10年4月総合経済対策 延長：平成11年、12年、13年、14年、16年、18年、20年、22年、24年、26年、29年、31年 拡充(生産性向上に資する設備への優遇措置)：平成26年度 拡充(通常措置及び上乗せ措置の対象設備に器具備品と建物付属設備を追加)：平成29年度</p>															
<p>ページ</p>	<p>23—4</p>															